



自由権規約委員会

配布：一般
2017年12月11日

原文：英語
英語、フランス語及びスペイン語のみ

自由権規約委員会

第7回日本政府定期報告に関する事前質問リスト^{*,**}

A. 規約の実施に関する新たな措置及び進展を含む、国内人権状況についての全般的情報

1. 関連する統計的データ及び前回の勧告の実施過程を審査する現行体制についての情報を含む、委員会の前回の総括所見(CCPR/C/JPN/CO/6)における勧告を実施するために講じた措置に関する情報を提供願いたい。前回の総括所見の採択以降において、国内裁判所及びその他の法律適用機関により規約の条文が参照された判例と、弁護士、裁判官及び検事を対象とした規約の適用及び解釈に関する研修プログラムなどを含む、人権を促進し保護する法的及び制度的枠組み内におけるその他のあらゆる重要な進展について報告願いたい。

B. 委員会の前回勧告を含む、規約第1条から第27条までの実施に関する具体的情報

規約が実施される憲法上及び法的枠組み(規約第2条)

2. 個人通報制度を規定する規約の選択議定書への加入について、締約国の現在の立場について明らかにしていただきたい。

3. 日本政府が提案する憲法改正の一環として、基本的人権の不可侵性を維持する憲法第97条を削除する案は、規約上の権利を含む、日本における人権の保護を弱体化させる可能性があるという懸念に対して、返答を願いたい。

4. 前回の総括所見(パラ7)を踏まえ、人権の促進及び保護のための国内機構の地位に関する原則(パリ原則)に準拠する、独立した国内人権機構の設置に関する進捗について報告願いたい。

非差別と国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道の禁止(規約第2条、第20条及び第26条)

5. 前回の総括所見(パラ11)を踏まえ、私的領域におけるものを含む差別に対処し、直接的及び間接的差別並びに複合差別を禁止し、皮膚の色、言語、政治的又はその他に関する意見、国籍、財産、出生、性的指向、ジェンダーアイデンティティ及びその他の地位などの差別の禁止領域に関する全般的なリストの含む包括的な反差別法を採択するための措置を講じた又は現在講じているのかについて明示していただきたい。また嫡出でない子の身分に対する差別規定全てを撤廃する措置に関しても報告願いたい。

* 第121回会合(2017年10月16日-11月10日)にて、委員会により採択された。

** 別段の記載がない限り、括弧内の段落番号は、委員会による前回の総括所見(CCPR/C/JPN/CO/6)を示す。



6. 前回の総括所見(パラ 12)を考慮に入れ、政治的な言説、メディア及びインターネット上におけるものを含む、中国人、被差別部落民、琉球諸島及び沖縄の先住民族、とりわけ在日韓国・朝鮮人に向けられた広範な人種差別及びヘイトスピーチに関する報告、民族的マイノリティに対する差別を扇動する路上デモに関する報告、メディア上をも含む、そのような差別を助長する虚偽の話の拡散に関する報告について、返答願いたい。2016年5月に制定された、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律が、ヘイトスピーチを直接禁止せず、またそのような行為に対する罰則規定がないという懸念に対し、返答願いたい。以下の事項に関するその他措置について報告願いたい。(a)差別、敵意、暴力を煽り立てる人種的優位性や憎悪を唱道する全てのプロパガンダの禁止。(b)こうしたプロパガンダを広めようとするデモの抑制。(c)2016年3月30日に法務省が発表したヘイトスピーチ集会に関する報告のフォローアップ。(d)憎悪や人種差別的な動機に基づく犯罪が発見されるよう、人種差別に対する意識を高め、裁判官、検察官及び警察官に対して研修を行うこと。(e)人種主義的な動機が加重事由となるよう確保すること。また警察に届けられたヘイトクライムの件数、それに伴う捜査及び有罪判決についての情報を提供願いたい。

7. 前回の総括所見(パラ 11)を踏まえ、政治家による同性愛者及びトランスジェンダーに対する嫌悪を表す言説、とりわけ雇用、教育、医療、福祉及び法的サービスへのアクセスにおけるレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス(LGBTI)の人々に対する差別やスティグマの撲滅に向けた、教育制度を通じた取り組みを含む、進展について報告願いたい。また(a)LGBTIの自殺率が平均より高いことに対処するために講じた措置について報告し、(b)国のレベルで同性結婚の正式認知に向けて措置を講じたかについて明らかにし、(c)生殖器官又は生殖能力の喪失、性転換手術及び婚姻していないこと等、ジェンダー適合の法的認知に求められる要件が規約に準拠しているかについて説明し、(d)留置施設でトランスジェンダーの被拘禁者が不当な扱いを受けたとの報告について対処願いたい。

男女平等(規約第3条及び第25条)

8. 前回の総括所見を踏まえ(パラ 8)、離婚後に再婚を希望する女性に課される再婚禁止期間の廃止を検討しているかについて明らかにし、婚姻可能年齢を男女ともに18歳に統一するために講じた措置について報告願いたい。また婚姻した夫婦が同一の姓を使用することを義務付ける民法第750条により、実際には女性が夫の姓を名乗ることを余儀なくさせているが、同条項を改正する上で何らかの進展があったかについて明示していただきたい。被差別部落、アイヌ民族そして在日韓国・朝鮮人の女性などマイノリティ女性を含む、女性の政治分野における割合を高める上での進展について情報を提供願いたい。

有事及びテロ対策(規約第4条、第9条、第14条、第17条、第19条、第21条及び第22条)

9. 憲法草案で有事における例外(derogation)が広範に規定されているという懸念に対して意見を述べ、有事について規定する法令の改正が規約第4条に確実に準拠するために講じた措置について説明願いたい。組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「共謀罪法」)が、とりわけ「組織的な犯罪集団」、「計画」及び「準備行為」等の共謀罪の構成要件が、法的安定性及び予測可能性の原則を遵守していないとされ、別表4に含まれる277の新たに設けられた犯罪にはテロリズム及び組織的な犯罪とは明らかに無関係な犯罪が含まれていることから、表現、集会及び結社の自由が不当に制限され、自由及び安全の権利並びに公正な裁判を受ける権利が侵害されるおそれがあるとの懸念に対し、返答を願いたい。

性暴力及びドメスティック・バイオレンスを含む女性に対する暴力(規約第2条、第3条、第6条、第7条及び第26条)

10. 前回の総括所見(パラ 10)と女性差別撤廃委員会による最近の総括所見(CEDAW/C/JPN/CO/7-8、パラ 23)を考慮に入れ、裁判所による緊急時での保護命令の発令の遅れに対する対応、全てのドメスティック・バイオレンスの通報に関する捜査及び加害者の訴追、並びに移住女性及び少数者のドメスティック・バイオレンス被害者のために、十分な支援措置と、これに該当する場合、在留資格を喪失しない保証を確実にするために講じた新たな措置について報告願いたい。強姦の限定的な定義を拡大し、強姦及びその他性暴力の犯罪を非親告罪とし、現在13歳であるの性交同意年齢を引き上げるために関連法を改正したかに

ついて明らかにしていただきたい。また婚姻関係における強姦を明示的に犯罪化し、法定強姦の法定刑の下限を引き上げる計画について報告願いたい。

生命に対する権利、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰の禁止、公正な裁判及び子どもの権利(規約第 6 条、第 7 条、第 14 条及び第 24 条)

11. 前回の総括所見(パラ 13)及びフォローアップに対する締約国についての委員会の評価(CCPR/C/116/2 及び CCPR/C/120/2 参照)を踏まえ、以下の事項について情報を提供願いたい。

(a) 死刑の廃止及び第二選択議定書への加入に向け、現在計画されている又は講じている措置があるかについて明らかにすること。廃止を決定しない場合、規約第 6(2)条で規定する通り、死刑が最も重大な犯罪、すなわち故意の殺人(intentional killing)を伴う極めて深刻な犯罪についてのみ科されることを確かにする措置を講じたかについて明らかにすること。

(b) 以下の措置を講じたかについて報告願いたい。(i) 死刑確定者とその家族に、予定されている死刑執行の日時につき、合理的な時期に事前の通知を与えること。(ii) ごく例外的な状況においてかつ厳格に制限された期間となる場合を除き、死刑確定者に対する独居拘禁を用いることを控えること。(iii) 死刑事件における不当な有罪判決に対する法的セーフガードを強化すること。(iv) 拷問あるいは不当な処遇によって得られた自白が死刑事件において、証拠として援用されないことを保障すること。(v) 死刑確定者とその弁護士との間の全ての面会に厳格な秘密交通権を保障すること。

(c) 死刑事例における義務的かつ実効的な再審査制度を創設したか、また再審あるいは恩赦の請求に執行停止効果を持たせる条件について明らかにすること。

(d) 深刻な精神障害や知的障害のある人々が死刑判決を受け続けているとの報告について返答し、死刑確定者の精神状態を再調査するための独立したメカニズムを導入したかについて明らかにすること。

(e) 現在の死刑執行方法が規約第 7 条に違反しないよう確実にするために見直しが行われたかについて明らかにすること。

12. 有罪判決が極めて高い割合で、主に自白に基づいたものであること、及び不当な有罪判決が多数あることに対して講じた措置について報告願いたい。とりわけ、2016 年 5 月に刑事訴訟法改正案の施行に伴い、新たに設けられた、検察側が保有する証拠リストを開示するシステムによって、どのように弁護側に検察官が保有する全ての証拠への完全なアクセスが保障されるのか、また当該開示は、刑事事件全てに義務化されるのかについて報告願いたい。また刑事事件の中で、刑事訴訟法の改正により取調べの記録が義務化される割合について、その例外を含め、情報を提供願いたい。この点について、録画記録は取調べ過程全体及び正式な逮捕前の取調べにも義務付けられているか、死刑事件における取調べ全てにも当該記録が行われるか、刑事事件全てにおいて取調べの録画を義務付ける予定があるか、その記録のコピーが弁護側にも公開されるかについて明らかにしていただきたい。締約国は少年犯罪者全てに対して、その犯した犯罪にかかわらず、国選弁護人を提供する予定があるかについて明示していただきたい。

13. 前回の総括所見(パラ 24)を踏まえ、2017 年 3 月に年間放射線レベルが 20mSv 未満である全ての地域について避難区域の指定が解除されたことによって、被災者の生命及び健康が危険にさらされていること、並びに避難区域外に居住する避難者に対する住宅の無償提供の打ち切りにより、高度に汚染された地域に戻らざるを得なくしていることに対する懸念に対し、返答願いたい。避難区域を指定する上で被ばくレベルが高く設定されていることを見直すためにどのような検討を行ったかについて明示していただきたい。原発事故以降、子どもの甲状腺がんの有病率が高いという報告について意見をお聞かせ願いたい。また放射線の影響を受けた人々の生命に対する権利を保護し、その者に被ばくしたことに対して必要とされる適切な医療サービスを提供するために講じた措置について説明願いたい。

14. 優生保護法に基づき障害者に不妊手術を強制したとの報告に対して返答をし、加害者に対して刑事責任を問い、不妊手術を強制された被害者に対し、賠償金及びリハビリテーションを含めた完全な補償を行うために講じた措置について返答願いたい。

人が有する身体的自由及び安全並びに自由を奪われた者に対する処遇(規約第7条、第9条及び第10条)

15. 前回の総括所見(パラ 17)を踏まえ、以下のために講じた措置について報告願いたい。(a)精神障害者の非自発的入院が、必要最小限の期間で、最後の手段として、深刻な自傷から保護する又は他者に傷害を加えることを防止するために必要な場合かつ相応とされる程度にのみ課されること、並びにこのことを保障する適切なセーフガードが法律及び実務上の双方で存在することを確保すること。(b)虐待に対する実効的捜査と制裁措置を目的とする、精神病棟に対する実効的かつ独立した監視及び報告制度を確保すること。(c)「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を精神病棟で発生する虐待にも適用すること。

16. 委員会の前回の勧告(パラ 18)及びその実施の評価(CCPR/C/116/2 及び CCPR/C/120/2 参照)を考慮に入れ、代替収容制度(代用監獄)の廃止、又は規約第9条及び第14条における全ての保障に完全に準拠していることを確保するために講じた措置について報告願いたい。とりわけ(a)起訴前の勾留期間において、保釈といった勾留の代替手段が十分に検討され、実際に利用されているか、(b)弁護人が全ての取調べ中に確実に立ち会えるよう措置を講じたか、(c)2016年5月に制定された法に基づき国選弁護人が付与される基準、及びそのような法的支援は逮捕時から利用可能か、(d)取調べの継続時間に係る厳格な制限及び取調べの方法が規定されているか、(e)取調べ中の拷問及び虐待の申立てを即時、公正、かつ実効的に調査する、独立した不服審査メカニズムが設置されたかについて、明らかにしていただきたい。

17. 受刑者に対する独居拘禁の使用に関する規制、及び独居拘禁が最後の手段に留まること、犯された罪に相応したものであること、かつ最小限の期間で使用することを確実にするために講じた措置について報告願いたい。独居拘禁が長期化し、10年以上にわたり独居拘禁に置かれている受刑者の中に、精神障害を持つ者が増加したとの報告について意見をお聞かせ願いたい。拘禁施設内での医療状況の改善のために講じた措置について説明し、刑務所における医療スタッフの深刻な不足を解消する上で、2015年に成立した「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律」の影響について報告願いたい。広範に定義された理由により外部交通に制限が設けられていること、弁護人からの通信が検閲されること、及び弁護人による受刑者との面会に刑務所職員が同席することに関する、各人権擁護委員会及び地域の弁護士会からの報告について返答し、当該面会についての秘密保持義務を確実にするために講じる措置について報告願いたい。無期懲役が科された受刑者の仮釈放の基準について明らかにし、2014年7月以降の当該仮釈放数について情報を提供願いたい。

奴隷、隷属、人身取引の撤廃(規約第8条)

18. 委員会の前回の勧告(パラ 14)とその実施の評価(CCPR/C/116/2 及び CCPR/C/120/2 参照)を踏まえ、2015年12月28日の合意と、第2次世界大戦中に日本軍が犯した性奴隷制(「慰安婦」)の問題に対処し、以下の措置を導くために講じられた更なる措置について報告願いたい。(a)「慰安婦」に対する性奴隷制又はその他の人権侵害に対する全ての申立ての調査及び加害者の訴追。(b)性奴隷制の被害者やその家族に対し、その国籍に関係なく、賠償金及びリハビリテーションを含む十分な補償の提供。(c)入手可能な全ての証拠の開示。(d)被害者を中傷し又は当該案件を否定する企てへの正式かつ公的な反論。(e)明白な公的謝罪を表明し、締約国の責任を公的に認めること。また「慰安婦」問題についての教科書での言及を含めた生徒及び一般公衆への教育活動について説明し、当局が歴史的な出来事、とりわけ「慰安婦」問題の言及を削除する意図をもって、本問題についての学校教科書の作成に影響を与えたとの申立てに対して、返答願いたい。

19. 前回の総括所見(パラ 15)を踏まえ、性的搾取と強制労働を目的とした人身取引を撲滅するために講じた、以下を含む措置について報告願いたい。(a)とりわけ強制労働の被害者に関して、被害者認定手続を強化すること。(b)関連機関の職員に対し、専門研修を提供すること。(c)加害者を捜査及び訴追し、有罪の場合には犯した行為の重大さに見合った刑罰を科すこと(2014年7月以降における捜査、訴追、有罪判決及び制裁についての関連統計の提供も願いたい)。(d)適切な通訳サービス及び賠償請求のための法的支援を含む、被害者に対する有効な保護及び支援措置を確保すること。

20. 委員会の前回の勧告(パラ 16)とその実施の評価(CGPR/C/116/2 及び CGPR/C/120/2 参照)を踏まえ、以下の点について報告願いたい。(a)技能実習生の強制帰国及び低賃金労働に関連して行われた侵害への対処、強制的実習禁止を実習実施機関に対しても適用を拡大すること、並びに権利侵害を訴えた実習生に対して報復措置や強制帰国から守るセーフガードを提供するために最近講じた措置について、立法措置を含む情報を提供願いたい。(b)低賃金技能実習生の採用を禁止するための更なる措置が計画されているかを明らかにしていただきたい。(c)2014 年 7 月の委員会の総括所見の採択以降に、実地検査の回数を増やすために講じた措置について報告願いたい。(d)外国人技能実習機構に充てられた人的資源とその検査の定期的性によって役割の効果的な遂行を可能にすることを確保するために講じた措置について明示していただきたい。(e)総括所見の採択以降、実習生による年間申立て件数と、真に独立した申立ての仕組みを設置するために講じた措置についての情報を提供願いたい。

難民及び庇護申請者を含む外国人の処遇(規約第 7 条、第 9 条、第 10 条及び第 13 条)

21. 前回の総括所見(パラ 19)を踏まえ、以下の点のために講じた措置に関して報告願いたい。(a)退去強制時における不当な扱いの禁止。(b)「略式制度」で申請する者(グループ B 及び C)を含む、国際的保護を求める全ての人々が公平かつ効率的な庇護手続及びフルマンからの保護へのアクセスが与えられることを確保すること。(c)庇護に関する否定的な決定に対し停止効果を有する独立した上訴メカニズムへアクセスを提供すること。(d)難民審査参与員及び難民高等弁務官事務所****による難民事例での肯定的意見を誠実に実施すること。(e)庇護申請者の収容が可能な限り最短期間であり、かつ行政収容について既存の代替手段が十分に検討された場合にのみ行われ、また庇護申請者が収容の合法性に対して異議申立てをできるように確保すること。現在行われている収容の代替手段の実施について報告し、現行の代替手段を拡大する予定があるかについて明示していただきたい。締約国は、庇護に関する包括的な法律を採択し、収容の期間に上限を導入し、庇護認定手続きの全ての段階において法定代理人の参加を認め、そして庇護申請者と難民の労働市場へのアクセスを促進する意図があるかについて明らかにしていただきたい。また 2017 年 3 月 25 日のベトナム人男性の死亡を招いたとされる、入国者収容所の医療が不十分であると報告について、返答願いたい。

プライバシーの権利(規約第 17 条)

22. 前回の総括所見(パラ 20)を踏まえ、ムスリムを対象にした無差別な監視と情報収集活動を防止し、違法な監視に対するセーフガードと侵害された場合の効果的救済へのアクセスを提供するために講じる措置について報告願いたい。また顔認証カメラを含む監視カメラの使用及びオンライン監視が法律で規制されているかについて明らかにしていただきたい。

思想、良心及び宗教の自由並びに表現の自由(規約第 2 条、第 18 条、第 19 条及び第 25 条)

23. 前回の総括所見(パラ 22)を踏まえ、「公共の福祉」という曖昧で制限がない概念を明確化し、規約第 18 条及び第 19 条の各第 3 項に規定される限定的な要件を超えた、思想、良心及び宗教の自由又は表現の自由に対する権利への如何なる制限も課さないことを確実にするために講じた措置について報告願いたい。

24. 憲法第 21 条の改正案及び規約との適合性について報告願いたい。放送メディアの規制が政府とは独立して行われることを確実にするため、放送メディアを所管する法的枠組を見直す計画があるかについて明らかにしていただきたい。メディアに対する政府の圧力及び干渉、また朝日新聞で「慰安婦」問題を報道し、メディア自身が自主規制するに至った植村隆氏の件のように、政府に批判的又は慎重を要する話題を取り上げるジャーナリストへのハラスメントにつ

*** 原文では“the High Court”となっているが、文脈からみて“High Commissioner”(国際連合難民高等弁務官事務所、“the United Nations High Commissioner for Refugees”)のことであると考えられるのでそのように訳した。

いての報告について、返答願いたい。公職選挙法によって選挙運動に課される制限を見直す予定はあるかについて明らかにしていただきたい。

25. 前回の総括所見(パラ 23)を踏まえ、特定秘密保護法に基づき秘密として分類可能な情報のカテゴリー及びサブカテゴリーが狭義に定義されること、情報を求め、受け及び伝える権利に対するいかなる制限も、適法性の原則、比例性の原則及び特定のかつ確認可能な国家安全保障への脅威を防止するために必要なものであるとの原則に適合したものであること、何人も国家安全保障を侵害しない正当な公共の利益に資する情報の流布により処罰されないことを確保するために講じた措置について報告願いたい。また特定秘密保護法によって設立された監視メカニズムは十分に独立しておらず、秘密指定の妥当性を決定するための情報へのアクセスが保障されていないという報告について意見をお聞かせ願いたい。情報の秘密指定に関連した、非倫理的な行動についての公益通報が、特定秘密保護法又は公益通報者保護法の下で保護されているかについても明らかにしていただきたい。

26. 2003年に東京都教育委員会によって発出された10.23通達を教員や生徒に対して実施するためにとられた措置が規約に適合するかどうかに関して、儀式において生徒を起立させるために物理的な力が用いられており、また教員に対しては経済的制裁が加えられているという申立てを含めて、説明願いたい。

平和的な集会(規約第21条)

27. デモ参加者の記録を含むデモに対する不当な規制が課され、とりわけ国会に対する抗議活動及び沖縄での抗議活動で、過剰な有形力が行使され、これらの出来事を取材するジャーナリストを含む逮捕者が出たこと、また抗議活動を行う者に不均衡な処罰を科しているとの申立てについて、返答を願いたい。

公的生活への参加の権利(規約第25条及び第26条)

28. 禁錮以上の刑に処せられた者がその執行が終わるまで選挙権が全面否定されていることは、規約に適合しているかについて説明願いたい。締約国は、韓国・朝鮮人などの日本の旧植民地出身者を含む、永住権を取得した外国籍の者に、地方選挙での選挙権を付与することを検討しているかについて明らかにしていただきたい。

マイノリティの権利(規約第26条及び第27条)

29. 前回の総括所見(パラ 26)を踏まえ、アイヌ、琉球及び沖縄のコミュニティの伝統的な土地及び天然資源に対する権利を十分に保障し、影響を受ける政策について事前に情報を得た上で自由に意思決定に関与する権利を確実に尊重し、また可能な限り、彼らの児童に対する彼ら自身の言葉での教育の促進を図るために講じた措置及び関連する法律制度を改正について報告願いたい。

30. また植民地時代から日本に居住する在日韓国・朝鮮人及びその子孫を民族的又は種族的マイノリティとして認知する予定はあるかについて明らかにし、国籍を理由に差別することなく、社会保障及び政治的権利の行使などを含む規約に基づく権利を保護するために講じた措置について報告願いたい。朝鮮学校の生徒が高等学校等就学支援金制度の対象外とされていること、及び高齢で障害を持つ在日韓国・朝鮮人が国民年金法に基づく給付金から事実上適用外とされているという報告について意見をお聞かせ願いたい。